

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上牧町は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上牧町長

公表日

令和3年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税関係事務
	<p>【概要】 固定資産税とは、地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において賦課期日にその固定資産を所有する者に課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。</p> <p>【課税台帳の整備事務】 固定資産の状況は、売買や地目変更、住宅の新築・取り壊しなど日々変動するため、異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて課税台帳等を整備するにあたり以下の業務を行う。</p> <p>①土地課税台帳の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・土地異動の把握(法務局からの通知)・実地調査により土地の現況と利用目的を確認 <p>②家屋課税台帳の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・家屋異動の把握(法務局からの通知)・実地調査により新築増築家屋の調査、利用目的の確認 <p>③償却資産課税台帳の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・前年度の課税台帳に登録されている者と新たに償却資産を所有した者から、閉鎖事業者や死亡者を除いた者に対し申告依頼の書類を送付。・送付された申告書の内容を確認 <p>④納税義務者の変更</p> <p>固定資産の所有者が死亡している場合、現実に所有しているものを納税義務者とすることになっている(第343条)ため、死亡している納税義務者を把握し、相続人の調査を行う。</p> <p>【価格の決定 縦覧台帳・名寄帳の作成・公開事務】 市町村長は、固定資産の価格を3月31日までに決定しなければならないと地方税法上定められている(第410条)ため、それに向けての固定資産の評価額の計算を行う。 価格の決定後は、固定資産台帳に基づき、縦覧台帳および名寄帳を作成し、納税者へ公開する。(第387条)</p> <p>【当初賦課事務】 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」により市町村長が決定した「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録し(地方税法第403条第1項)、その課税標準となる価格に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。 税額の決定後は、納税義務者に納税通知書を作成・通知し、徴収を行う。</p>

<p>②事務の概要</p>	<p>【評価替事務】 原則として3年に1度の基準年度に、固定資産評価基準の改正や基準となる価格の評定により、土地と家屋の価格を見直す。 ・路線価の修正等 ・家屋の変動率および経年減点補正率等の登録</p> <p>【納税義務者】 納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条・第359条) 価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。固定資産の価格は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。</p> <p>【証明に関する事務】 ・評価情報に基づき、申請に応じて評価証明書、公課証明書を交付する。</p> <p>【特定個人情報の利用について】 固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、以下の業務に使用している。</p> <p>I. 個人番号の取得方法 ①既存の住民基本台帳システムから住民の個人番号を取得する。 ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領することにより未登録の個人番号を取得する。(地方税法第383条 等)</p> <p>II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) ②所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第12条) ③価格に関する審査の申出(地方税法第432条) ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条 等) ⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条 等) ⑥関係機関に対する固定資産税賦課情報の提供・移転を行う。</p>
<p>③システムの名称</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産税システム 2. 収納管理システム 3. 住民記録システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 審査システム(eLTAX) 7. 国税連携システム
<p>2. 特定個人情報ファイル名</p>	
<ol style="list-style-type: none"> (1)資産情報ファイル (2)課税台帳情報ファイル (3)収納情報ファイル (4)滞納情報ファイル 	
<p>3. 個人番号の利用</p>	
<p>法令上の根拠</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第一項 別表第一の16の項 同法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第二 第27の項) ・「都道府県知事等」により「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(主務省令)(主務省令における情報照会の根拠)第20条 【情報提供の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上牧町住民生活部税務課固定資産税係 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	全文	事務の概要どおり	事後	詳細の追加
平成29年7月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	固定資産税システム	1. 固定資産税システム 2. 収納管理システム 3. 住民記録システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 審査システム(eLTAX) 7. 国税連携システム	事後	システムの変更
平成29年7月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	(1)資産情報ファイル(2)課税台帳情報ファイル(3)収納情報ファイル(4)滞納情報ファイル	事後	番号の追加
平成29年7月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ② 法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第16号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第一項別表第一の16の項 同法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	詳細の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2第27号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) <p>【別表第二における情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第二 第27の項) 「都道府県知事等」により「生活保護関係情報」であって主務省令で定めるもの 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(主務省令)(主務省令における情報照会の根拠)第20条 <p>【情報提供の根拠】 なし</p>	事後	法令の追加
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	税務課	総務部税務課	事後	評価書記載統一のため
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	税務課長	税務課長 松井良明	事後	平成29年4月1日付の人事異動による氏名の追加
平成29年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	上牧町総務部税務課固定資産税係 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	事後	連絡先の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	日付の変更
平成29年7月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	日付の変更
平成30年8月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 松井良明	課長		様式の変更に伴う変更
平成30年8月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	日付の変更
平成30年8月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	日付の変更
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月1日時点	事後	日付の変更
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月1日時点	事後	日付の変更
令和1年6月25日	IVリスク対策	無	全項目入力	事後	様式変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月24日	<p>I 関連情報</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>② 事務の概要</p>	<p>【概要】</p> <p>地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において賦課期日にその固定資産を所有する者に課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。</p> <p>(中略)</p> <p>【価格の決定 縦覧台帳・名寄帳の作成・公開事務】</p> <p>市町村長は、固定資産の価格を3月31日までに決定しなければならないと定められている(第410条)ため、それに向けての固定資産の評価額の計算を行う。</p> <p>価格の決定後は、固定資産台帳に基づき、縦覧台帳および名寄帳を作成し、納税者へ公開する。(第387条)</p> <p>【当初賦課事務】</p> <p>税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。</p> <p>税額の決定後は、納税義務者に納税通知書を作成・通知し、徴収を行う。</p> <p>【中略】</p> <p>II. 個人番号の利用</p> <p>①本人確認(真正性確認)</p> <p>②所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条)</p> <p>③価格に関する審査の申出(地方税法第432条)</p> <p>④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条、等)</p>	<p>【概要】</p> <p>固定資産税とは、地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において賦課期日にその固定資産を所有する者に課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。</p> <p>(中略)</p> <p>【価格の決定 縦覧台帳・名寄帳の作成・公開事務】</p> <p>市町村長は、固定資産の価格を3月31日までに決定しなければならないと地方税法上定められている(第410条)ため、それに向けての固定資産の評価額の計算を行う。</p> <p>価格の決定後は、固定資産台帳に基づき、縦覧台帳および名寄帳を作成し、納税者へ公開する。(第387条)</p> <p>【当初賦課事務】</p> <p>税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」により市町村長が決定した「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録し(地方税法第403条第1項)、その課税標準となる価格に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。</p> <p>税額の決定後は、納税義務者に納税通知書を作成・通知し、徴収を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>II. 個人番号の利用</p> <p>①本人確認(真正性確認)</p> <p>②所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第12条)</p> <p>③価格に関する審査の申出(地方税法第432条)</p> <p>④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条、等)</p>	事後	詳細の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第二 第27の項)</p> <p>・「都道府県知事等」により「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(主務省令)(主務省令における情報照会の根拠)第20条</p> <p>【情報提供の根拠】 なし</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第二 第27の項)</p> <p>・「都道府県知事等」により「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(主務省令)(主務省令における情報照会の根拠)第20条</p> <p>【情報提供の根拠】 なし</p>	事後	
令和2年6月24日	I. 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	事後	
令和2年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月23日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 部署	総務部税務課	住民生活部税務課	事後	
令和3年6月23日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	上牧町総務部税務課固定資産税係 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上 牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	上牧町住民生活部税務課固定資産税係 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	事後	
令和3年6月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	